中国における職務発明報酬
～第 4 次改正専利法下における職務発明報酬の決定～
中国特許判例紹介(140)

2026 年 11 月 10 日

執筆者　河野特許事務所
所長弁理士　河野 英仁

１．概要

中国では、職務発明の発明者に対し登録に際し奨励金を付与しなければならず、また企業側が発明特許を実施した後、その普及応用の範囲及び取得した経済的利益に基づき、発明者に対して合理的な報酬を与えなければならない（専利法第 15 条)。実務上は後者の実施に伴う報酬額の決定をめぐって争いとなることが多い。

第 4 次専利法改正により、職務発明規程が存在しない場合、報酬額は科学技術成果転化促進法の規定に基づき決定すべき旨改正され（実施細則第 94 条)、本事件では改正法下でどのようにして報酬額を決定すべきかが争点となった。

最高人民法院は、証拠不十分により報酬を認めなかった一審判決[1]を取り消し営業利益の 5%を基準として 80 万元（約 1900 万円）の報酬を認める判決を下した[2]。

２．背景

(1)特許の内容

百奥泰生物製薬株式有限公司（以下、被告企業）は、TNF-α 関連疾患の標的治療のためのヒト抗体製剤と称する発明特許 CN110302377（以下、377 特許という）を所有している。377 特許は、2019 年 2 月 3 日に出願され 2020 年 4 月 17 日に登録された。

(2)訴訟の経緯

王氏は 2016 年 8 月に製剤プロセス開発のシニアディレクターとして被告企業に入社し、対象特許成立後の 2021 年 8 月 17 日に被告企業を退職した。特許権者は被告企業であり、発明者は王氏を含む 6 名である。特許を実施した製品「格楽立（Geleli)」は、2019 年 11 月に市場投入が承認された。同社が提出した製品売上統計によると、2019 年に営業損失が発生し、2020 年から 2024 年までの総営業利益は 4 億 8018 万元で、2024 年までに全体として営業利益がマイナスとなった。王氏は、特許発明の実施に伴う報酬の支払いを求めて広州知識産権法院に提訴した。

[1] 広州知識産権法院判決（2023）粤 73 知民初 654 号

[2] 最高人民法院 2026 年 6 月 24 日判決　（2024）最高法知民終 907 号

一審法院は、既存の証拠では製品自体の営業利益を証明するには不十分であるとして、特別監査が必要であると判断した。王氏は立証責任を負ったが、監査費用を前払いすることに反対した。一審法院は、証拠を提出できなかった場合の結果は王氏が負うべきとして、王氏の訴えを棄却した。王氏は判決を不服として最高人民法院に上訴した。

3.最高人民法院での争点

争点：被告企業が支払うべき報酬額をどのように認定すべきか

4.最高人民法院の判断

判断：報酬は特許の実施・実用化後の 3 年から 5 年間の営業利益を基準として、裁量により決定すべきである

2020 年改正専利法第 15 条第 1 項は以下の通り規定している。

第 15 条

・・・発明創造の特許を実施した後、その普及応用の範囲及び取得した経済的利益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与えなければならない。

2023 年改正専利法実施細則第 94 条の規定は以下の通り規定している。

第 94 条

特許権を付与された機関・組織が、専利法第 15 条に規定する対価の形式及び金額について、発明者又は創作者と約束しておらず、かつ上記機関・組織が適法に策定した規程・制度において規定しなかった場合、中華人民共和国科学技術成果転化促進法の規定に基づき、発明者又は創作者に合理的な対価を与えなければならない。

科学技術成果転化促進法第 45 条第 1 項は以下の通り規定している。

第 45 条

科学技術成果を完成した機構は科学技術要員と報奨と報酬の方式と金額について規定も約定もしていない場合には、以下に掲げる基準に従って職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした者に報奨と報酬を給付する。

（1）当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、それの実施を他人に許諾した場合、当該科学技術成果の譲渡又は許諾による純収入から 50%以上の割合で引き出すこと

（2）当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合、当該科学技術成果によって形

成された持分又は出資の比率から 50%以上の割合で引き出すこと
（３）当該職務科学技術成果を自ら実施するか、又は他人と協力して実施する場合には、転化を実施し操業に成功した後、連続して 3 年間ないし 5 年間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益から 5%以上の割合で引き出すこと

上述の規定に基づけば、職務発明創造発明者報酬の付与は、発明創造の実施化が成功し、かつ、経済的利益を取得したことを前提とすべきであり、これにより発明者の創作意欲の喚起と、発明者が所属する組織の持続可能かつ質の高い発展との間のバランスを図ることができる。その中で「経済的利益を取得」できたことの認定は原則として、当該発明が実施された各年度において、その組織に営業利益が生じているか否かという年単位の基準によるべきであり、当該発明に基づく製品が、生産開始後の全期間を通じて最終的に黒字であるか否かといった点は考慮すべきではない。

職務発明の実施・実用化が成功し、生産が開始された年を初年度として、その後 3 年から 5 年間にわたり、当該発明を実施した製品が特定の年度において営業利益を上げた場合、合意または法律の規定に基づき、所定の割合で算出された報酬を発明者に支払わなければならない。職務発明が実際に実施・実用化されているか、および営業利益が得られているかに関する立証責任は、原則として発明者が負うべきものである。しかし、関連する証拠が発明者の所属する組織（企業等）によって保持・管理されていること、また発明者が証拠を提出することには客観的な困難が伴い、そのためのコストも高いことなどを総合的に考慮し、人民法院は、当該組織に対して関連証拠の提出を命じること、及び、「立証妨害」に関する法理等を適用することで、事実関係の解明を図ることができる。

最高人民法院は、王氏が対象特許発明者の一人であると認定した前提下で、当事者の答弁意見を組み合わせ、被告企業が王氏に職務発明報酬を支払うべきか、及び、報酬額の確定に対する問題に対し以下の通り判断した。

(1)被告企業が提出した製品「格楽立（Geleli)」の売上高に関する状況は、職務発明の発明者に対する報酬を支払うべきか否かを判断する根拠となり得る。

同社が提出した「格楽立」の売上高は、同社が独自に集計したものではあるものの、それには裏付けとなる明細が存在し、かつ同社の年次監査報告書とも概ね合致している。これを覆すような反対証拠は存在せず、また監査費用等の訴訟コストを節約するという観点も踏まえ、同社が提出した「格楽立」の売上高データを、王氏に対する報酬支払の要否および報酬額を決定するための根拠として採用する。したがって、本件において、

別途監査を実施して「格楽立」の営業利益を確定させる必要はない。第一審裁判所が、王氏が監査費用の予納を拒んだことのみを理由として同氏の請求を棄却したのは不適切であり、これを是正する。

(2)被告企業は、王氏に対し、職務発明の発明者としての報酬を支払う義務を負う。

被告企業による係争特許の実施状況、および提出された製品「格楽立（Geleli)」の売上状況に基づけば、当該企業は、当該技術成果の実施・実用化による生産開始後、3 年から 5 年間にわたり、当該技術成果の実施から得られる営業利益の 5%以上の割合に相当する額を、発明者に対する報酬として毎年支払うべきである。製品「格楽立」全体が依然として赤字状態にあり、報酬を支払うべきではないとする当該企業の主張について、当裁判所は次のように判断する。

すなわち、「科学技術成果の転化促進法」には、職務発明の発明者に対する報酬の支払いを、その発明を実施した製品全体の黒字化を前提条件とする旨の規定は存在しない。もしそのような前提条件を課せば、発明者が報酬を得られるかどうかが極めて不確実なものとなってしまい、発明者の創作意欲を削ぐ結果を招く。これは、職務発明に対する報酬制度を設けた本来の趣旨に反するものである。したがって、当該企業によるこの点に関する抗弁は、当裁判所として採用しない。

(3)報酬額は、当該特許の寄与率、発明者の貢献、件数などの要素を総合的に考慮し、特許の実施・実用化後の 3 年から 5 年間の営業利益を基準として、裁量により決定するものとする。

(i)特許の寄与率について

当該特許は、製品「格楽立（Geluli)」の製剤に関するものである。同製品の核心となる有効成分は抗体であり、当該特許がなければ抗体そのものを保存及び注射することはできないものの、当該特許が果たしている役割は、全体として見ればあくまで補助的なものである。また、当該特許の実用化の成功には、関連する製造プロセスの整備や完成が不可欠であり、実施の過程においては、特許の実用化を担当した関係者らも相応の貢献をしている。したがって、当該特許の実用化における「抗体と製剤」、「特許技術と非特許の製造プロセス」、「特許発明者と実用化担当者」といった各要素の貢献を総合的に考慮し、当裁判所は、「格楽立」製品に対する当該特許の寄与率を 20%と認定する。

(ii)発明者の持分

各発明者の貢献の程度を裏付ける証拠がない場合には、各発明者が等しく貢献したも

のと推定し、報奨金は 6 人の発明者間で均等に分配されるべきである。

(iii)報酬計算の算定基礎

科学技術成果の転化促進に関する法律には、「転化を実施し操業に成功した後、連続して 3 年間ないし 5 年間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益から 5%以上の割合で引き出すこと」と明記されている。したがって、報酬額を確定するにあたっては、原則として、対象特許の実施による生産開始の年を起算点とし、営業利益の状況を総合的に勘案した上で、3 年から 5 年という期間を定めて営業利益から報酬を抽出することとなる。本件において、提出された証拠によれば、「格楽立（Geleli）」製品は 2020 年から販売が開始されているため、報酬の計算も 2020 年から開始すべきである。当裁判所は、当該企業の研究開発投資、対象特許の残存期間、および収益状況を総合的に考慮し、報酬の抽出期間を 5 年間（2020 年から 2024 年まで）と認定した。なお、報酬支払いの算定基礎となる営業利益の総額は 4 億 8018 万元である。

(iv) 算出比率について

被告企業において職務発明報酬に関する特段の取り決めがない場合、『科学技術成果転化促進法』の規定に基づき、当裁判所は営業利益の 5%を基準として報酬額を算定する。以上の諸要素を総合的に勘案し、当裁判所は、被告企業が王氏に対し、対象特許に係る職務発明の報奨金として 80 万元を一括で支払うべきものと判断する。なお、『科学技術成果転化促進法』第 45 条第 1 項の規定に基づき、職務発明報酬は原則として一括払いとされる。したがって、被告企業が自ら対象特許を実施する場合、本判決の確定後における当該特許の実施状況に応じて、王氏に対し追加の報酬を支払う義務は負わない。

５．結論

最高人民法院は、監査費用の未払いを理由に請求を棄却した一審判決を取り消し、80 万元の報酬を認める判決を下した。

６．コメント

2023 年改正専利法実施細則第 94 条により、従業者との間で職務発明に関する規程が存在しない場合、科学技術成果転化促進法第 45 条の規定が適用され、実施に伴う報酬については、実施後 3 年～5 年間、毎年営業利益の 5%以上を基準に支払う必要が生じる。本事件は改正後に科学技術成果転化促進法が適用された事件として注目を集めた。最終的に、本事件では発明の製品に対する寄与率(20%)及び発明者間の寄与率(1/6)を考慮して、80 万元の報酬が認められた。

また発明者の創作意欲の向上を図るという職務発明制度の創設趣旨に鑑み、全体的な黒字化が達成されていなくとも、営業利益が生じている年度の営業利益率に基づき報酬を算出すべき点判示された。中国では職務発明の報酬額を巡る争いが頻繁に生じており、係争を未然に防止するためにも中国拠点における職務発明規程の整備が重要となる。

判決日　2026 年 6 月 24 日

以上